

記録の閲覧・謄写

1 民事事件記録の閲覧・謄写

当事者又は利害関係を疎明した第三者は閲覧及び謄写を請求できます。

(ただし、訴訟事件記録については、当事者に限らず誰でも閲覧を請求できます。)

※裁判所の執務に支障をきたす場合等、事件によっては閲覧・謄写が認められないこともあります。

2 窓口

- ・事件が係属中の場合→関係各部署
- ・事件確定後→大津地方裁判所民事訟廷事務室（本館1階）

3 必要書類及び手数料

申請に当たっては以下のものが必要になります。

(1) 閲覧・謄写共通

- ・申請書
 窓口へ備え付けてあります（各裁判所共通）。

- ・認め印

- ・本人確認書類
 運転免許証・パスポート等

- ・手数料

 事件の確定後は1件につき150円

 当事者以外の者は1件につき150円

 以上に該当しなければ手数料は不要

 ※謄写の場合、別途コピー代が必要となります。

(2) 謄写も希望する場合

- ・利害関係を疎明する書面（利害関係人として申請される場合）
 ※利害関係人として認められず、申請が許可されない場合もあります。
- ・住民票又は戸籍の附票（事件当時から住所が変更となった場合）
 事件当時の住所と現在の住所のつながりがわかるようにしてください。
- ・登記事項証明書（当事者が法人で代表者や商号等に変更があった場合）